

質問：村井市議

2、 高齢者施策について

①介護予防・日常生活支援総合事業について伺います。

福山市は介護保険での要支援者の訪問介護と通所介護を、介護給付から外し、市が実施する新「総合事業」へ移行させています。

2015年度、地域住民がボランティアとして実施する「住民主体サービス」は、40カ所の実施予定でしたが、未だに1カ所も実施されていません。地域住民は「住民がボランティアとして継続的に支援をすることは不可能」と懸念を示しています。

「善意」と「自発性」に基づくボランティアでは事業としての継続性は困難であり、総合事業に位置付けるべきではありません。今後の「住民主体サービス」のあり方について見直すことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、市は2016年度から、要支援者の訪問介護や通所介護の事業所の人員など基準を緩和したサービスを実施する方針です。

現在の基準より報酬単価は引き下げられ、さらなる経営悪化を招きかねません。介護の提供者は有資格者ではなく「雇用労働者」でも可能となります。

要支援者へのサービスを、非専門職の支援に置き換えることは許されません。

東京都国立市では、緩和した基準による訪問型サービスを導入しました。ヘルパーによる生活援助を15分短縮して、1回45分とし、報酬は23%カットしました。

これまでヘルパーが要支援者と一緒に家事をすることで重度化を防ぐことが出来ていましたが、今はそれも困難となり、十分な会話もできなくなっているとの事です。

緩和したサービス実施による高齢者への影響、報酬引き下げによる介護事業所への影響など、今後の見通しについて認識をお示し下

さい。また利用者や事業所への影響は大きく、緩和したサービスは実施するべきではありません、ご所見をお示し下さい。

答弁（市長） 次に、高齢者施策についてであります。

高齢化が一段と進み、介護を必要とする高齢者が今後ますます増加していくことが予測されます。

特に、介護予防や生活支援を必要とする軽度の高齢者が増えることから、今年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設し、ニーズに合った多様なサービスを多様な主体で提供しているものがあります。

そのうちに一つであり住民が主体となって提供するサービスは、ボランティアなどが、掃除や洗濯などの家事援助を行うものであります。

現在、実施地域はありませんが、住民が社会参加し、役割を担う事で、サービスの提供側の高齢者にとっても、いきがいや健康づくりに繋がることから、今後とも、実施に向けて取り組んでまいります。

次に、緩和した基準によるサービスにつきましては、これまで以上に高齢者のニーズに応じたサービスを提供することが可能となるものであり、高齢者の自立を促進するものと考えております。

また、サービス提供事業者にとっても、現行の設備や人員を有効活用することが可能であり、事業所への負担も小さく、大きな影響はないものと考えております。